

訪問介護ステーションアイケア小樽

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アイケア北海道が設置する訪問介護ステーションアイケア小樽（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定居宅介護等を提供するものとする。

- (1) 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業所は、従業者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーションアイケア小樽
- (2) 所在地 小樽市桂岡町2番地くらしさ桂岡510室

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 サービス提供責任者兼務）
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名 管理者、訪問介護員等兼務）
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。
- (3) 従業者 14名（非常勤専従13名、非常勤兼務1名）
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
但し、年末年始12月30日～1月3日を除く
- (2) サービス提供日 月曜日～日曜日 年中無休
- (3) 営業時間 9:00～18:00
- (4) サービス提供時間 24時間

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 精神障害者
 - エ 難病等対象者
 - オ 障害児(18歳未満の身体障害者及び18歳未満の知的障害者)
- (2) 重度訪問介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 精神障害者
 - エ 難病等対象者
 - オ 障害児(18歳未満の身体障害者及び18歳未満の知的障害者)

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 通院介護(通院等のための乗車又は降車の介助を含む)
- (4) 重度訪問介護

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から、当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、障害者自立支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により、第9条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、利用者から、それに要した交通費の額の支払を受けるものとする。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

事業所から通常の実施地域を超えて10kmごとに300円

- 4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(キャンセル料について)

第8条 サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- (1) 24時間前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。
- (2) ご連絡が24時間未満の場合、1提供あたりの利用料を請求いたします。
- (3) ご連絡のない場合、1提供あたりの利用料を請求いたします。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小樽市内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	：	山本 修一
-------------	---	-------

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社アイケア北海道と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

平成 23 年 8 月 12 日 一部変更

平成 24 年 6 月 10 日 一部変更

平成 24 年 7 月 2 日 一部変更

平成 25 年 4 月 1 日 一部変更

平成 25 年 6 月 8 日 一部変更

平成 26 年 3 月 19 日 一部変更

令和 2 年 10 月 20 日 一部変更

令和 3 年 2 月 1 日 一部変更